

## 2020 年度事業報告

[2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで]

新型コロナウイルス感染症拡大により 2 度に亘り緊急事態宣言が発令され、感染防止の観点からの出勤者の抑制や従来とは異なる対応が求められる難しい 1 年であったが、労働金庫の協力のもと変動保証料制度の改定、Web 完結型保証審査の拡張および基幹システム再構築の推進等の諸課題に対し、事業環境を考慮の上で柔軟かつ優先順位をつけて業務遂行にあたり、事業を停滞させることなく対応できた。

結果、2020 年度事業計画に掲げた課題は概ね達成することができ、労働金庫業態の系統保証機関としての役割を發揮し、第 8 期中期経営計画につなげることができた。

### 【2020 年度主要計数計画の達成状況】 ※補助金付事業の実績を除く (単位：百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 値 ②-①	達成率 ②/①	前年度比 (増減率)	
						前年度実績
新規保証引受	1,987,412	1,921,779	△65,632	96.7	△12.8	2,202,959
無担保	377,004	358,234	△18,770	95.0	△8.3	390,594
有担保	1,610,408	1,563,545	△46,862	97.1	△13.7	1,812,364
保証債務残高	13,674,083	13,597,195	△76,887	99.4	3.3	13,165,658
無担保	1,284,819	1,240,344	△44,475	96.5	0.9	1,229,406
有担保	12,389,263	12,356,851	△32,412	99.7	3.5	11,936,251
決算保証料	22,187	23,061	873	103.9	0.9	22,862
無担保	7,310	7,018	△291	96.0	△1.6	7,135
有担保	14,877	16,043	1,165	107.8	2.0	15,726
代位弁済	23,287	21,303	△1,983	91.5	△1.1	21,550
無担保	7,403	7,182	△221	97.0	7.4	6,689
有担保	15,883	14,120	△1,762	88.9	△5.0	14,861
延滞率 <sup>※1</sup>	0.09	0.09		—	△0.02	0.11
求償権回収金	12,260	11,733	△526	95.7	△10.4	13,088
無担保	1,700	1,854	154	109.1	5.3	1,760
有担保 <sup>※2</sup>	10,560	9,878	△681	93.5	△12.8	11,327

※1 延滞率については達成率や前年度比に増減幅 (ポイント) を記載。

※2 求償権回収金の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

## 1. 主要計数概況 ※ 補助金付事業の実績を除く。( )内は達成率等。

### (1) 保証引受等の状況

#### ① 新規保証引受

新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化や各金庫の営業活動の自粛等の影響もあって計画値を 656 億円 (96.7%) 下回り、前年度比 $\Delta$ 12.8%の 1 兆 9,217 億円となった。担保区分別の内訳については、無担保が 3,582 億円 (95.0%)、有担保が 1 兆 5,635 億円 (97.1%) となった。

#### ② 保証債務残高

新規保証引受の減少等により、計画値を 768 億円 (99.4%) 下回り、前年度比+3.3%の 13 兆 5,971 億円となった。担保区分別の内訳については、無担保が 1 兆 2,403 億円 (96.5%)、有担保が 12 兆 3,568 億円 (99.7%) となった。

#### ③ 決算保証料

有担保の保証料が前年度比+2.0%の 160 億 43 百万円 (107.8%) となったものの、無担保の保証料が前年度比 $\Delta$ 1.6%の 70 億 18 百万円 (96.0%) となり、全体としては計画値を 8 億 73 百万円 (103.9%) 上回る 230 億 61 百万円となった。

### (2) 代位弁済等の状況

#### ① 代位弁済

計画値を 19 億 83 百万円 (91.5%) 下回り、前年度比 $\Delta$ 1.1%の 213 億 3 百万円となった。担保区分別の内訳については、無担保が 71 億 82 百万円 (97.0%)、有担保が 141 億 20 百万円 (88.9%) となった。

代位弁済率は、前年度より 0.01 ポイント減の 0.16%となり、担保区分別では、前年度より無担保が 0.02 ポイント増の 0.58%、有担保は 0.01 ポイント減の 0.12%となった。

#### ② 延滞率

保証債務の延滞残高が前年度末比 11 億 63 百万円減少したことにより計画と同率の 0.09%となった。

### (3) 求償権回収金等の状況

#### ① 求償権回収金

前年度比 $\Delta$ 10.4%、計画値を 5 億 26 百万円下回る 117 億 33 百万円 (95.7%) となった。担保区分別の内訳については、無担保が 18 億 54 百万円 (109.1%)、有担保が 98 億 78 百万円 (93.5%) となった。

求償権回収における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の影響は大きく、特に 1 度目の緊急事態宣言下における督促自粛や裁判所の手続遅延等によって上期は計画を大きく下回ったが、リモート環境の整備や回収方針の変更と対象案件の見極め、強化月間

の設定等、厳しい環境の中で創意工夫を行い、下期は半期計画を上回る実績へとつなげることができた。

② 償却金額・求償権残高

償却金額は、前年度比+28.3%の105億50百万円となり、貸倒引当金より89億35百万円、債務保証損失引当金より16億10百万円をそれぞれ充当し、残りの4百万円については2020年度の貸倒損失として処理した。

求償権残高は、前年度比+2.1%の760億38百万円となり、担保区分別では、無担保が168億29百万円、有担保が592億9百万円となった。

**【参考：補助金付事業の実績】**

(1) 保証引受等の状況

① 新規保証引受

技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の3事業について行っており、前年度比△38.5%の1億88百万円となった。

② 保証債務残高

新規保証引受の減少等により、前年度比△13.3%の21億43百万円となった。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済

前年度比△10.7%の17百万円、代位弁済率は、0.8%となった。

② 返済免除

就職促進資金融資制度のみの取扱いであり、8件、1百万円となった。

(3) 求償権回収金等の状況

① 求償権回収金

前年度比△8.7%の40百万円となり、償却求償権回収金については交付要綱に従い、補助金の返納処理を行った。

② 償却金額

償却金額は、前年度比△47.6%の18百万円となった。

なお、返済免除および償却金額については交付要綱に従い、補助金として受け入れた。

## 2. 決算報告

### (1) 経常増減の部

#### ① 経常収益

経常収益は 259 億 37 百万円となり、前年度より 95 百万円増加した。

増加の主な要因は、受取損害金が 1 億円、受取補助金が 24 百万円減少した一方、保証料が 1 億 97 百万円、償却求償権回収金が 21 百万円増加したことにある。

#### ② 経常費用

経常費用は 155 億 9 百万円となり、前年度より 2 億 5 百万円減少した。

減少の主な要因は、貸倒引当金繰入額が 7 億 38 百万円、事務委託費が 2 億 51 百万円増加した一方、債務保証損失引当金繰入額が 11 億 64 百万円減少したことにある。

#### ③ 当期経常増減額

当期経常増減額は 104 億 28 百万円となり、前年度より 3 億 1 百万円増加した。

### (2) 経常外増減の部

当期経常外増減額は、前年度より 37 百万円減少した。

### (3) 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は 104 億 28 百万円となり、前年度より 2 億 64 百万円増加した。

## 3. 社員および基本財産等の状況

### (1) 社員

当年度末の社員は、13 労働金庫、6 労(勤)信協、労働金庫連合会の 20 で増減はない。

### (2) 基本財産および特定資産

定款第 41 条（基本財産および保証基盤安定化積立資産の積み立て）に基づき、以下のとおり基本財産および保証基盤安定化積立資産へ積み立てた。

当年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう当期一般正味財産増減額から 38 億 32 百万円を繰り入れた保証積立資産 1,172 億 74 百万円と寄付金積立資産 36 億 9 百万円をあわせて、1,208 億 83 百万円となった。

また、特定資産は、当期一般正味財産増減額から 65 億 95 百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産 872 億 85 百万円と退職給付引当資産 3 億 97 百万円、役員退任慰労引当資産 44 百万円をあわせて、877 億 27 百万円となった。

## 4. 課題の遂行状況

### 【第一の柱】すべての働く人のための信用保証機関としての役割発揮

#### I. 信用保証事業の改革と実践

##### 1. 競争力のある保証サービスの提供

###### (1) 労働金庫業態における事業基盤の拡大策等と歩調を合わせた保証制度の策定

保証業務担当各級会議や労働金庫協会・連合会主催の各種会議、個別金庫とのテレビ会議等を通じて金庫ニーズの把握に努め、変動保証料制度の改定や適用保証料率等のコントロールに幅を持たせることを念頭に無担保新保証制度の改定等を行い、融資推進と信用リスク管理の両面で制度構築を進めた。また、新型コロナウイルス感染症拡大が勤労者の生活に深刻な影響を及ぼしていることを受けて、勤労者生活特別融資制度の条件変更に戻済猶予を追加し、労働金庫の顧客対応を支援した。

###### (2) Web完結型保証審査の導入と安定かつ効率的な運用

- ① Web完結型保証審査は2020年4月に北陸労金が取扱いを開始し、2021年4月から取扱いを開始する2金庫（東海、近畿）を含め10金庫に拡大した。
- ② 医療保険の被保険者番号の告知要求制限への対応や事務負担の軽減による迅速な業務の遂行等を目的として、2020年11月にWeb完結型保証審査システムを改修した。
- ③ Web完結型保証審査の対象商品を拡張するべく労働金庫連合会ならびに労働金庫と協議を進め、2021年9月の無担保保証書貸付の運用開始に向けた開発に着手した。また、第8期中期経営計画の重点課題である「Web完結型保証審査の拡充」について、諸課題にスピード感を持って着実に対応するため、2021年3月に「業務集中部」を新設しシステム構築および審査体制を強化した。

###### (3) 国との提携事業に対する適切な制度運営

技能者育成資金融資や求職者支援資金融資などの国との提携融資にかかる保証等について要領・要綱等に基づいて適切に制度運営した。

##### 2. 多様化する勤労者ニーズに即した保証制度の確立

###### (1) 地域性と会員事情等を加味した勤労者ニーズを把握するための調査・研究

保証業務担当各級会議や個別金庫、中央労福協とのテレビ会議、しんきん保証基金・全国農協保証センターとの情報交換等を通じて、勤労者ニーズや競合先、他保証機関の動向を把握し、今後の政策課題の抽出および第8期中期経営計画課題の検討につなげた。

##### 3. 経済的再生を考慮した求償権の管理回収

###### (1) 債務者の生活状況に応じた回収

台風や大雨、大雪などの自然災害の発生に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない社会情勢等を踏まえ、債務者の現況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた弁済方法

の提案など柔軟に対応したほか、物件処分による債務圧縮においては適正価格での売却に向けた業者交渉に努め、債務者の経済的再生を念頭に置いた求償権回収を行った。

#### (2) 入金チャネルの効率的な活用

債務者の現況を踏まえて最適な入金チャネルを提案し、債務者の利便性向上による継続的な弁済につなげた。

### 4. ステークホルダーへのアピール

#### (1) 労働金庫の審査・管理回収業務に役立つ情報発信

保証業務担当実務者会議等を開催し、労働金庫の審査および債権管理・回収業務に役立つ情報について事例を交えて発信したほか、労働金庫からの研修講師派遣要請に応じ、労働金庫担当者のスキルアップに貢献した。

#### (2) 日本労信協設立 40 周年記念事業の実施

日本労信協設立 40 周年の感謝と更なる役割発揮を誓う記念リーフレットを作成し、記念品とともに関係者に送付した。また、日本労信協ホームページに理事長メッセージをはじめとした記念動画と記念リーフレットを掲載し、広くステークホルダーへ公開した。

## II. 共助の取組み

### 1. 勤労者福祉事業等を通じた地域貢献

#### (1) SDGs への取組み

事業計画の重点課題に「SDGs への取組み」を掲げ、日本労信協の理念を実践し、労働金庫業態の系統保証機関としての役割を発揮することがSDGsの目指す「持続可能な社会の実現」につながることを2020年度ディスクロージャー誌にて開示したほか、第8期中期経営計画策定にあたり、経営計画課題とSDGsとのマッピングを行い、動画説明を通じて全社的に共有した。

#### (2) 自治体提携融資保証を通じた役割発揮

自治体への提携融資利用状況等の提供のほか、労働金庫および自治体との意見・情報交換を通じて2021年度からの提携に向けた対応を進めた。また、労働金庫および自治体と連携して自治体提携融資制度を拡充し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた勤労者を支援する環境を整えた。

#### (3) 労働金庫業態との連携による労働者福祉運動と労金運動への参画

労働者自主福祉運動の社会的意義や使命を理解し、次世代に向かって推進する人材の育成のため、2020年7月に教育文化協会の会員となって活動を支援したほか、労働者自主福祉運動としての社会的役割発揮に向けた中央労福協の生活・就労応援基金（ろうふくエール基金）の意義と目的に賛同し寄付を行った。

## 2. 災害復興にかかる継続的な支援

### (1) 災害救援融資の利用促進に向けた継続的な保証制度の見直し

労働金庫業態統一で取り扱う災害救援ローンについて、労働金庫協会と連携し、被災者支援という社会的要請等を踏まえて保証料率を据え置いた。

### (2) 自然災害ガイドラインへの円滑な対応

被災地の労働金庫や弁護士会と連携し、自然災害ガイドラインに基づいて債務者の生活再建に向けて丁寧かつ柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により収入が減少した債務者に対しても現況を丁寧に聴き取り柔軟に対応した。

## 3. 社会的責任を果たすための取組み

### (1) CSR活動への積極的な取組み

新型コロナウイルス感染症の影響で労働金庫連合会が開催する「ろうきん森の学校」に入会内定者や新入職員を派遣できなかったが、SDGsにかかる研修を実施し、CSR活動の意義等を確認した。また、古本や災害備蓄品の寄贈等を通じて、食品ロスや飢餓の撲滅等に取り組むフードバンク団体の活動支援や寄付型自動販売機を導入した。

## Ⅲ. 共生社会の実現に向けた取組み

### 1. 未組織・パート・有期契約等で働く勤労者の利用拡大への取組み

#### (1) 労働金庫業態における取組みと連携した保証制度の構築

未組織・パート・有期契約等で働く勤労者の利用拡大に向けた労働金庫の取組みを支援するため、変動保証料制度の保証引受範囲の拡張を進めた。

### 2. 高齢者、退職者、女性、若年層等それぞれのライフスタイルに合わせた保証制度の実現

#### (1) 雇用形態やライフスタイルに合わせた保証制度の構築

変動保証料制度の保証引受範囲の拡張により、多様化する雇用形態やライフスタイル等に柔軟に対応できる保証制度への改善を進めた。

## 【第二の柱】労働金庫業態に資する保証制度の確立

### I. 変動保証料制度の推進

#### 1. 労働金庫への制度導入推進

##### (1) 推進部門の機能強化と制度導入への施策実行

- ① 近畿労金の2021年4月からの有担保変動保証料制度（組織会員）導入に向けて、労働金庫における営業推進上の課題等の整理に協力し、円滑な制度移行を支援した。
- ② データ分析ツールにて作成したリスク分析資料の提供や審査基準検討ツールの労働金庫への提供を通じて労働金庫の融資政策判断に寄与した。

## II. リスク分析と保証料率の適正化

### 1. 多角的視点からのリスク分析

#### (1) 労働金庫の審査基準にかかる運用状況の把握とリスク分析

- ① 労働金庫における信用リスク分析DBの有効活用を企図して、保証業務担当実務者会議や個別金庫とのテレビ会議等を通じて操作方法の説明や活用方法の提案を行った。
- ② 2019年度より開始したマイプラン借換の管理コード設定状況調査を定例化し、実績管理の水準向上に努めたほか、代位弁済の発生状況等を保証業務担当各級会議に報告し、課題を共有した。
- ③ 無担保ローン、カードローン、有担保ローンの審査モデルについて外部コンサルタントによるモニタリングを実施するとともに、信用情報（銀行系カード等）とデフォルトの相関関係等を検証した。また、外部コンサルタントによる個人ローン初期与信管理の分析結果について、金庫専用サイトに掲載し、労働金庫へ還元した。

### 2. リスクを踏まえた適正な保証料率の維持

#### (1) リスク分析による保証料率の検討

マイプラン借換のデフォルト発生状況の分析に基づく保証料率の適正化について外部コンサルタントの支援等を受けて検証を進めるとともに、保証業務担当各級会議にて労働金庫と情報共有を進めた。

#### (2) 変動保証料率の構成要素にかかる検証

外部コンサルタントから一般的な保証料の構成要素の提示を受け、変動保証料の構成要素と整合性を確認した。

### 3. リスク分析結果の労働金庫への還元

#### (1) リスク分析結果資料の作成と労働金庫への提供

変動保証料制度の改定に併せて労働金庫へ審査基準の検討ツールを提供し、各金庫が自ら自由検索資料を作成し、リスク分析や地域性を加味した融資施策が展開できるよう支援した。

## III. 保証制度の策定と改善

### 1. リスクを踏まえた保証制度の策定

#### (1) リスクに応じた新たな保証制度の策定

審査モデルのモニタリングにおいて示された顧客属性項目とデフォルトの関連性を確認するとともに、金庫独自の審査基準のデフォルト抑制効果等を分析し、保証基準の改定を検討した。

## (2) 信用リスクランク特例の運用状況管理と制度化の検討

信用リスクランク特例の管理コード設定状況調査を今年度より開始し、実績管理の水準向上に努めたほか、テレビ会議等を通じて各金庫の運用状況を確認した。

## 2. 融資施策に資する保証制度への柔軟な改善

### (1) 変動保証料制度の運用状況把握と改善

① 保証料率の上昇要因への対応として、各金庫が代弁率の上昇を抑制するために審査基準を追加した場合は、その導入効果が現れた後の推定代弁率を基準とする保証料率を適用する仕組みを導入するとともに、一律的な保証料率の上昇に繋がらないための対応として、保証収支額に応じた優遇制度を導入し、無担保・有担保とも最大優遇幅を0.01%拡大した。

また、審査基準の追加や付保証先の変更等には一定の期間を要するため、適用保証料率の改定については、引上幅を3年間に亘って段階的に拡張する経過措置を講じた。

② 変動保証料制度の改定に合わせて、デフォルト率の上昇要因となっている顧客層を抽出し、審査基準を検討するためのツールを提供すること等により労働金庫の融資施策判断を支援した。

## IV. 保証制度を踏まえた業務の見直しと組織のあり方

### 1. 保証・代弁審査の見直し

#### (1) 事前申請廃止への検討と代弁審査の簡略化

① 事前申請取扱状況の検証により目的とした業務負担軽減、業務効率化への寄与が確認できたことから、2020年度は労働金庫より報告を受けている事後報告の一部を廃止した。

② 代弁増加要因の特徴点を捉え、効率的な求償権回収につながる代弁審査項目に整理を行い、代弁審査時間の短縮につなげた。

### 2. 効果的・効率的な求償権管理回収体制の構築

#### (1) 求償権管理回収基準の見直しや内部体制の強化による効果的な管理回収

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下の厳しい環境の中でより効果・効率的な督促方法や督促時間帯を見極め、強化月間の設定などの工夫を凝らしながら継続的に対応した結果、年度下期においては計画を上回る回収金となった。

## 【第三の柱】ビジョン実現に向けた組織基盤の強化

### I. IT統制と基幹システムの再構築

#### 1. 安定したシステム環境を維持するためのITロードマップの見直しとIT統制態勢の整備

##### (1) 基幹システムの再構築を中核としたITロードマップの計画的な遂行

基幹システム再構築の開発ベンダーと連携し、外部コンサルタントによるPMO支援を受けながら、2021年5月のシステム稼働というマスタースケジュールに沿って全社一丸となって対応を進めた。また、プロジェクトの推進過程で発生する諸課題については開発ベンダーや関係部室と調整を図るとともに、適宜、役員出席プロジェクト会議等の開催を通じて、各工程にて発生した課題への対策を明確にしつつ柔軟に対応した。

##### (2) IT統制態勢の整備のためのアクションプランの策定と実行

- ① 基幹システム再構築以外のIT統制下における新規開発課題は、法改正に伴う課題や労働金庫等へ影響を及ぼす政策課題に限定して進め、CIO（最高情報統括責任者）によるIT統制のもと、機関会議での議論を経てRPAの全社展開やリモート環境の構築、Web完結型保証審査システムの収収法追加対応、各種システムのリプレース等を実施した。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として構築したリモート接続環境に対し、外部ベンダーによるセキュリティ診断を実施した。また、セキュリティ意識の向上を目的として、サイバー攻撃事例等の情報セキュリティ研修をeラーニングにて実施した。

#### 2. 業務フローの最適化と業務改革の促進に向けた基幹システムの再構築

##### (1) 業務効率・事務品質を向上させる業務フローの作成

- ① 基幹システム再構築を機に、業務効率・事務品質を向上させる業務フローを目指し、基幹システム再構築プロジェクトの推進過程で発覚した個別業務要件等については関係部室で調整しながら第8期中期経営計画における対応を含めて対策を講じた。
- ② 基幹システム再構築後の業務フローに沿って、マニュアル等の整備を進め、2021年5月のシステム稼働に備えた。

##### (2) 最適な業務フローに基づく業務方法等の変更

- ① 新基幹システムにおける業務の効率化や堅確化の観点で、部室間で連携して業務フローの見直しを行った。
- ② 改正民法施行に伴って改定した規程・マニュアル等に従い、適切に業務を遂行した。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、RPAツールの導入が遅延したため、改めて基幹システムと連携しない課題と要件を再整理し、RPAの全社展開を行い、現行業務の見直し・効率化につなげた。

## II. 業務の改革

### 1. 業務の可視化による経営管理の向上

#### (1) データベースの活用に向けたBIツール等の導入

策定した基本方針の下、経営指標や業務管理指標の迅速な把握を目指して、基幹システム再構築によるデータベースの一元化対応を進めた。

### 2. 選ばれる保証機関であるためのサービス拡充

#### (1) データ分析資料の作成と労働金庫業態への提供

- ① 個人ローン初期与信管理コンサルティングの結果について金庫専用サイトを通じて労働金庫へ提供した。
- ② カードローンの定型検索資料の整備を通じて、全ての商品制度にかかるデフォルト傾向に関する定型検索資料を労働金庫へ提供した。

## III. 優良保証機関としての健全性確保

### 1. 安定した経営と効率的な事業運営

#### (1) 組織改編による諸課題への対応と職員構成を意識した人員配置

第8期中期経営計画の重点課題である「Web完結型保証審査の拡充」について、諸課題にスピード感を持って着実に対応するため業務集中部を新設し、組織態勢を見直した。

#### (2) 内部統制システムの整備および運用態勢の確保

一般社団法人における業務の適正を確保する態勢整備に向けて、実効性のある内部統制システムとするため、各部室が主体的にリスクの早期是正とコントロール策の有効性向上を中心とした自助機能を発揮する取組みを展開した。これまでの取組みを踏まえて、今後の運用態勢を検討した結果、2021年度以降の内部統制システムは「全社的内部統制」をベースとした枠組みとし、「業務プロセスにおける各種の重要リスクに係る内部統制」については、統合的リスク管理態勢のオペレーショナルリスクとして管理することとし、関連諸規程等を整備した。

#### (3) 適切な予算策定と経費執行

予算編成方針に基づき、各部室と調整・連携し事業計画等を踏まえて策定した予算に沿って適切な経費執行に努めた。

#### (4) 外部の品質評価を受けた監査手法の見直し

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、メールや電話によるヒアリング等、工夫を凝らしながらオフサイト・モニタリングによる監査を実施した。

### (5) システム監査の実施

基幹システム再構築プロジェクトに係るシステム移行リスク態勢の把握等を目的に、外部評価機関によるプロジェクト管理状況の監査を行い、発見された課題を踏まえて開発体制の整備や課題管理手法等の改善につなげた。

### (6) 優良保証性指標の精度向上

代弁能力計数の状況等を確認するとともに、優良保証機関としての健全性を検証した。

### (7) 事業継続計画の実践

- ① 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として出勤率を抑制していたため、各役職員が自宅から最寄りの避難場所への経路を確認するBCP訓練や安否確認訓練を実施した。
- ② 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対策会議を適宜開催し、感染拡大防止対策や日本労信協内部における感染者の発生を想定した業務継続計画の策定および体制確認、連絡方法のほか、リモート環境の構築に向けた対応等を協議した。この知見を活かし、BCP関連規程の見直しを行い、事業継続方針の制定をはじめとした事業継続マネジメントの枠組みの構築に着手した。

## 2. 統合的なリスク管理態勢の確立

### (1) リスク管理態勢の見直し

保証引受にかかる年度のリスク資本やリスクリミット等を設定し、四半期ごとにリスク量をモニタリングした。

### (2) 信用リスクの適正なコントロール

外部コンサルタントよりリスク量計測ツールの提供を受け、試行運用を開始した。

## 3. コンプライアンス経営の徹底

### (1) 非営利型一般社団法人としてのコンプライアンス経営の強化

2020年度コンプライアンス・プログラムや研修の実施状況、各部室のコンプライアンス遵守状況を月次で点検したほか、事務過誤事案の定義を明確にし、事務過誤と事務ミスを区分けして関連諸規程等を整備した。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた取組み

反社会的勢力に対する基本方針に基づき、求償権等のスクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件について月次での点検を通じて、反社会的勢力との関係遮断に継続して努めた。また、基幹システム再構築に伴う反社スクリーニングシステムの改修を踏まえ、事務・運用マニュアルの制改定に着手した。

## IV. 次世代に向けた人材育成と連携の強化

### 1. 人材戦略の確立

#### (1) 業務に関する専門領域能力向上策の確立

「2020年度日本労信協教育研修計画」の重点課題に基づき、各種研修、各部室における能力開発プログラムを中心に実行した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として集合研修を中止し、書面による開催、各部室研修、オンライン研修等工夫を凝らし、職員の能力向上を図った。

部室内ジョブローテーション等により、専門領域能力の向上を図るとともに、労働金庫業態の進め方に沿ってIT人材の育成を進めた。

#### (2) 中央機関としての総合力・指導力発揮に必要な人材の育成

中央機関における人材育成方針に基づき、人員配置や中央機関の団体間異動、労働金庫への教育出向を実施したほか、中央機関における人事の全体最適を目指し、中央機関合同による採用活動にて人材を確保した。

また、職員の再雇用制度の改善に向け、現行制度の課題を整理し、再雇用職員の職務や処遇のあり方について検討を開始した。

#### (3) 人事賃金制度を活用した職員の行動特性水準の向上

働き方改革関連法に基づき、各種手当・福利厚生制度について見直しを行い、関連諸規程を整備した。

#### (4) 障がい者の職場定着に向けた取組み

障がい者が安心して働ける職場環境整備のために、定期的なヒアリング等を実施した。

### 2. 健康経営・ワークライフバランスへの取組み

#### (1) 「労働金庫健康経営宣言」を踏まえた行動計画の実施

「第2期健康管理行動計画（2019～2021年度）」に基づき、健康診断・過重労働対策・メンタルヘルス対策、受動喫煙対策等を実施した。また、治療と仕事の両立を支援するための規程の制定および管理職に向けた研修を実施し、健康で安心して働き続けることができる職場づくりに努めた。

#### (2) 「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」を踏まえた行動計画の実施

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく行動計画（2019～2021年度）に沿って、ノー残業デーや年休取得強化月間等を実施し、総労働時間の削減とともに仕事と育児・介護の両立に取り組んだ。

### **(3) 組織風土の確立に向けた取組み**

中央機関ならびに日本労信協の職員としてやりがいを感じ、活躍できる職場環境を整えるため、「組織風土」の確立に向けて取り組むべき内容を検討し、中央機関統一で取組みを開始した。

## **3. 組織横断的な情報連携**

### **(1) 役職員間コミュニケーションと全社的な情報共有の充実**

- ① コンプライアンスにかかる各種研修や役員メッセージ、統括部署と担当者との意見交換、グループウェアを活用した事例学習等を実施し、役職員間のコミュニケーションの活性化やコンプライアンス意識の向上を図った。
- ② グループウェアのドキュメント管理やeラーニング等を活用し、分かりやすいコンプライアンス教育を通じて、コンプライアンスへの理解促進と認識力の向上に努めた。

### **(2) 労働金庫会館検討委員会への参画**

労働金庫会館建設部会・会館建設委員会に参画し、労働金庫会館建設の基本方針に則って協議を進めた。

## 内部統制システムにかかる体制整備の決議および運用状況の概要

### 1. 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定にかかる決議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条第 4 項第 5 号および一般法人法及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に規定する「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制整備」への対応として定めている「内部統制システムに関する基本方針」について、第 272 回理事会（2021 年 3 月 29 日）において一部改定することを決議した（4 月 1 日より改定実施。改定内容および基本方針は「3. 『内部統制システムに関する基本方針』の一部改定内容」に掲載）。

### 2. 2020 年度内部統制システムにかかる体制および運用状況

2020 年度の「内部統制システムに関する基本方針」に基づく内部統制体制の整備状況について、評価部門による有効性評価を終え、日本労信協全体および部門・組織レベルにおいて内部統制が有効に機能するための仕組みや体制が整備されていることを確認し、第 272 回理事会において報告した。概要は以下のとおりである。

#### (1) 「理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

代表理事および業務執行理事の計 5 回に亘るコミットメントの発信等による「理事が率先して取り組むコンプライアンス態勢の確立」を図るほか、「理事会規程」に基づき計 8 回の理事会を開催し、理事間の意思疎通および業務執行の相互監視を実施した。

また、反社会的勢力への対応として、反社会的勢力との取引をはじめとした一切の関係遮断を行った。

監事は理事会へ出席したほか、監事監査基準に基づき全社的内部統制として代表理事へヒアリングを行い、理事の職務執行が法令もしくは定款違反のおそれがないことを確認した。

#### (2) 「理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」の整備

理事の職務執行にかかる情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会の議事録および稟議書等）の作成および保存・管理は、諸規程等に基づき適正に実行した。

また、代表理事等の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」として計 7 回報告した。

#### (3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の整備

リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」を 4 回、「内部統制統括会議」および「コンプライアンス統括会議」を各 2 回開催した。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応としては、定時社員総会および理事会の安全に配慮した運営を目的とし、「定款」「理事会規程」「理事会運営要領」について、第 266 回理事会（2020 年 6 月 3 日）において一部改定することを決議した。また、緊急対策会議を開催し、役職員の安全確保および感染拡大防止に向け、感染リスクを低減しながら事業継続を行う態勢を整備した。

なお、期中に発生した大規模な自然災害（7 件）について、全職員へ情報共有を行うほか、

全役職員に対する安否確認訓練を行った。

(4) 「理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の整備

経営にかかる重要な政策等は常任理事会における議論を経て執行決定を行うこととし、規程に基づき計 16 回の常任理事会を開催し付議事項および報告事項について議論を行った。その結果を理事会へ報告し、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進めた。

また、第 8 期中期経営計画の遂行に向けた組織機構の見直しを決議したことを受け、「組織規程」「業務分掌規程」等の関連規程・要領等を改定した（第 271 回理事会および第 442 回常任理事会）。

(5) 「職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の整備

研修等を通じて「コンプライアンス・マニュアル」等を職員へ周知・徹底した。また、職員の職務執行に際して基になる規程等および各種契約等についてリーガル・チェックを実施し、契約書・規程内の不整合や関連規程と管理細則との不整合等の指摘を行い、その指摘が反映されていることを確認した。

職員が、法令違反等コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムを整備し、申告された通報（3 事案）については、コンプライアンス統括責任者に報告したうえで、各部室等と連携し対応した。

また、職員の職務執行について法令および定款への適合性を確認するため、内部監査部門（監査室）による内部監査を 4 部に対し実施し、法令および定款等に抵触した事案がないことを確認するほか、業務の円滑化および不正過誤の未然防止・早期発見を目的とした「自己検査」を実施した（第 432 回常任理事会にて実施状況を報告、点検・指導内容について監査室へ別途報告）。

(6) 監事および監事会事務局職員に関する事項

日本労信協は、監事会が制定した規程等に基づき日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命し、監事会事務局職員は、監事より監査業務に必要な指示命令を受け、監事の職務の補助に当たった。

常勤監事は理事会および常任理事会に出席するほか、コンプライアンス統括会議にオブザーバーとして出席し、意見を述べた。また、会計監査法人と円滑なコミュニケーションを行い、積極的に情報交換を実施した。

3. 「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定内容

2020 年度事業計画および 2020 年度内部統制システム実施計画に掲げた「2021 年度以降の内部統制システムの見直し」により、同システムの枠組みの 1 つである「業務プロセスにおける各種の重要リスクに係る内部統制」を、統合的リスク管理態勢の対象リスク（オペレーショナルリスク）として新たに管理することに伴い、関連諸規程等の制改廃を行った。また、合わせて、「内部統制システムに関する基本方針」について、準拠法の明確化を目的に一部改定した（第 272 回理事会決議事項）。

【改定内容：第 272 回理事会（2021 年 3 月 29 日開催）における決議内容】

「内部統制システムに関する基本方針」一部抜粋 \*下線箇所を改定

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 4 項第 5 号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制整備

1. 理事の職務の執行が法律及び定款に適合することを確保するための体制

(4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。

内部統制システムに関する基本方針

〔第 272 回（2021. 3. 29）理事会改定、2021. 4. 1 実施〕

I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条 4 項第 5 号および一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 14 条に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、事務の効率性・有効性を高めていく。

II 内部統制に関する体制の整備

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の

状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

- (2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。
- (3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。
- (4) 監事は、理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。
- (5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

## 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
- (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
- (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。

6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。
- (2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。
- (3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。

8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。  
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
- (2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

---

---

**[参考資料]** ※ 補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
	件 数	金 額	件 数	金 額	構 成 比		件 数	金 額	期 首 比	
					件 数	金 額			件 数	金 額
無担保	219,575	358,234	2,814,143	1,240,344	100.00	100.00	▲6,299	10,937	▲0.2	0.9
組 織	177,225	295,817	2,562,892	1,058,976	91.07	85.38	▲26,281	▲393	▲1.0	▲0.0
未組織	42,350	62,416	251,251	181,367	8.93	14.62	19,982	11,331	8.6	6.7
有担保	77,489	1,563,545	795,381	12,356,851	100.00	100.00	11,845	420,599	1.5	3.5
組 織	41,900	844,052	515,072	7,835,486	64.76	63.41	▲168	91,513	▲0.0	1.2
未組織	35,589	719,492	280,309	4,521,364	35.24	36.59	12,013	329,086	4.5	7.8
合 計	297,064	1,921,779	3,609,524	13,597,195	100.00	100.00	5,546	431,537	0.2	3.3
組 織	219,125	1,139,870	3,077,964	8,894,463	85.27	65.41	▲26,449	91,119	▲0.9	1.0
未組織	77,939	781,909	531,560	4,702,732	14.73	34.59	31,995	340,417	6.4	7.8

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位：件、百万円、%)

区 分	代位弁済				延 滞			
	件 数	金 額	代位弁済率		件 数	金 額	延 滞 率	
			件 数	金 額			件 数	金 額
無担保	4,677	7,182	0.17	0.58	864	1,274	0.03	0.10
組 織	3,924	6,296	0.15	0.60	742	1,113	0.03	0.11
未組織	753	886	0.31	0.51	122	161	0.05	0.09
有担保	783	14,120	0.10	0.12	746	11,546	0.09	0.09
組 織	337	6,242	0.07	0.08	342	4,976	0.07	0.06
未組織	446	7,878	0.16	0.18	404	6,570	0.14	0.15
合 計	5,460	21,303	0.15	0.16	1,610	12,821	0.04	0.09
組 織	4,261	12,538	0.14	0.14	1,084	6,089	0.04	0.07
未組織	1,199	8,764	0.23	0.19	526	6,731	0.10	0.14

(注) 保険付保証の代位弁済(1件、229万円)は除外した。

第3表 求償権状況

表3-1

(単位：件、百万円)

区 分	期中回収 (求償権元金)	期末償却		期末求償権残高	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
無担保	1,437	2,660	4,720	17,454	16,829
有担保	7,678	595	5,829	6,166	59,209
合 計	9,115	3,255	10,550	23,620	76,038

表3-2

(単位：百万円)

期中回収 (求償権元金以外)	
区 分	金 額
償却求償権	156
受取損害金	2,404
譲受償還益	56
合 計	2,617

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
20年度 償却金額 10,550,573,911	19年度末までの代弁	貸倒引当金	8,935,553,029	過年度貸倒引当金から 充当
	19年度末までの保証引受 かつ20年度期中代弁	債務保証 損失引当金	1,610,972,609	過年度債務保証損失 引当金から充当
	20年度期中保証引受 かつ20年度期中代弁等	未引当	<b>4,048,273</b>	<b>20年度 貸倒損失</b>

【貸倒引当金】

(単位：円)

19年度 貸倒引当金	20年度 償却金額	20年度 貸倒引当金繰入額	20年度 貸倒引当金
(A) 通常 43,787,783,337	(A) 通常 8,935,553,029	(A) 通常(*) 10,052,031,327	(A) 通常 44,909,204,358
(B) 東日本大震災 606,509	(B) 東日本大震災 0	(B) 東日本大震災 ▲ 81,356	(B) 東日本大震災 525,153
43,788,389,846	8,935,553,029	<b>10,051,949,971</b>	44,909,729,511

※ 繰入額 = 当年度貸倒引当金 - (前年度貸倒引当金 - 当年度償却金額)

※ 表内の(\*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(4,942,723円)を控除した額を記載。

【債務保証損失引当金】

(単位：円)

19年度 債務保証損失引当金	20年度 償却金額	20年度 債務保証損失引当金繰入額	20年度 債務保証損失引当金
114,761,549,731	1,610,972,609	<b>1,595,466,891</b>	114,746,044,013

※ 繰入額 = 当年度債務保証損失引当金 - (前年度債務保証損失引当金 - 当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

団体名		出捐金額
労働(勤)信協	北海道労信協	1,000
	新潟労信協	780
	静岡勤信協	4,720
	富山勤信協	810
	石川労信協	810
	福井労信協	1,010
	計	9,130

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	63,310

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2019年度末	2020年度末
役員	18名(うち常勤5名)	18名(うち常勤5名)
理事	15名(うち常勤4名)	15名(うち常勤4名)
監事	3名(うち常勤1名)	3名(うち常勤1名)
職員	114名	110名
合計	132名	128名



2021/2/24	第 271 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第 8 期中期経営計画および 2021 年度事業計画（第一次案）</li> <li>○組織機構の見直しおよび関連諸規程の改定（案）</li> <li>○基金 20 億円の返還</li> <li>○資産査定および償却・引当規程の改定（案）</li> </ul>
2021/3/29	第 272 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2021 年度内部監査計画（案）</li> <li>○2021 年度以降の内部統制システムおよび関連規程等の制改廃（案）</li> <li>○2021 年度内部統制システム実施計画（案）</li> <li>○B C P 関連規程等の改定（案）</li> <li>○「役員賠償責任保険」の継続加入</li> <li>○第 8 期中期経営計画および 2021 年度事業計画（最終案）</li> <li>○2021 年度 I T 統制アクションプラン（案）</li> </ul>

### 3. 常任理事会

開催年月日	2020 年	4/15 (428 回)	5/20 (429 回)	5/29 (430 回)	6/17 (431 回)
		7/15 (432 回)	7/22 (433 回)	8/19 (434 回)	9/17 (435 回)
		10/21 (436 回)	11/19 (437 回)	11/25 (438 回)	12/16 (439 回)
	2021 年	1/20 (440 回)	2/12 (441 回)	2/18 (442 回)	3/17 (443 回)

第 8 表 主要制度改定等

内 容	
2020 年	
4 月	○保証業務取扱規程および関連要領の改定（民法改正および犯罪収益移転防止法施行規則改正に伴う改定）
5 月	○新型コロナウイルス感染拡大に係る勤労者生活支援特別融資制度への返済猶予の追加
2021 年	
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染拡大に係る勤労者生活支援特別融資制度の返済猶予受付期間の延長および同制度の一部拡充</li> <li>○変動保証料制度等の改定</li> <li>○業務方法書の改正</li> </ul>